

環境研究企画委員会設置要綱

平成 22 年 4 月 23 日
平成 22 年 11 月 15 日改正
平成 23 年 5 月 18 日改正
平成 25 年 5 月 22 日改正
平成 26 年 5 月 19 日改正
平成 28 年 5 月 10 日改正
平成 28 年 10 月 1 日改正
平成 29 年 7 月 14 日改正
平成 30 年 4 月 9 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 6 月 28 日改正
令和 5 年 8 月 16 日改正
令和 6 年 6 月 19 日改正
総合環境政策統括官

1. 設置の目的

環境保全に係る研究開発（以下「環境研究開発」という。）に関する基本的事項を調査検討することにより、環境研究開発の円滑かつ効率的な推進に資するため、環境研究企画委員会（以下「企画委員会」という。）を設置する。

2. 調査検討事項

企画委員会は、以下の事項を調査検討する。

- (1) 環境研究総合推進費により取り組むべき環境研究開発の基本方針及び内容に関すること
- (2) 環境研究総合推進費の評価に関すること
- (3) その他環境研究等の基本的事項に関すること

3. 構成

- (1) 企画委員会は、委員 15 名以内で組織する。
- (2) 企画委員会は、構成する企画委員の過半数の出席により成立する。
- (3) 委員は、環境研究開発に関する専門家及び有識者の中から総合環境政策統括官が選定し委嘱する。
- (4) 委員の委嘱期間は総合環境政策統括官が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任されることを妨げない。
- (5) 委員は、満 75 歳をもって定年とし、満 75 歳となった年度の翌年度以降は再任しない。

4. 委員長及び副委員長

- (1) 企画委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は委員の互選によって選任し、副委員長は委員長が指名する。
- (3) 委員長は、企画委員会の事務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5. 庶務

庶務は、別途環境省の委託を受けた者において処理する。

6. 専門部会等

- (1) 環境研究開発に関する専門的事項を調査検討し、企画委員会における効率的かつ総合的な調査検討に資するため、必要に応じ、企画委員会の下に次の専門部会等を設置することができる。
 - ① 制度評価専門部会（5年毎を目安として定期的を実施する制度評価のために設置。）
 - ② 制度評価フォローアップ専門部会（制度評価結果を今後の推進費の制度や運営に順次反映するため設置）
 - ③ 追跡評価専門部会（研究成果の活用状況等の把握及び過去の評価の妥当性の検証を行い、研究制度の改善等に反映するため設置）
- (2) 企画委員会における委員長又は各専門部会等の長は、その調査検討に必要な者を参加させ、意見を述べさせることができる。
- (3) 上記3. から5. の規定は、専門部会等に準用する。

以上